

Press Release

2021年2月9日

## 『北の達人コーポレーション』競合品に関する訴訟において「勝訴」 はぐくみプラス社に1,835万7,803円の損害賠償支払い命令

当社は、2021年2月9日、株式会社はぐくみプラス（以下、「はぐくみプラス社」）に対する損害賠償等請求訴訟に勝訴いたしましたのでお知らせいたします。

はぐくみプラス社は、自身が販売するオリゴ糖食品「はぐくみオリゴ」に含まれるオリゴ糖の成分が当該商品のうち53.29%であるにもかかわらず「純度100%」等と商品の品質を誤認させるような表示をしてこれを販売しておりました。

はぐくみプラス社は、本訴において、オリゴ糖の明確な定義が存在しない等として請求棄却を求めて争う姿勢を示しておりましたが、東京地方裁判所は、はぐくみプラス社に対し、損害賠償金として1,835万7,803円の支払いを命じました。

<代表取締役社長 木下勝寿のコメント>

今回の勝訴は当然のことだと考えております。

通信販売業界はヒット商品が生まれると、すぐに粗悪なコピー商品が出回り、その粗悪な品質から消費者の信頼を失っていき、その結果、市場そのものを潰してしまうという負の連鎖を引き起こしている状態にあります。当社は、業界の健全化、消費者保護の観点からこのような状態を改善する必要があると感じております。

通信販売業界がこのような状態にある理由の一つとして、社名・商品名の変更や法人格の濫用によるいわゆる「ネームロンダリング」によって、問題が表面化しにくい傾向にあるということが挙げられます。当社は、広告媒体やアフィリエイトサービスプロバイダにも協力を求め、悪質な会社の動向に注視し、広告の掲載を停止する等の対策を強く求めるつもりです。

引き続き競合他社による不正競争行為を野放しにせず、このような行為が二度となされないようにしっかり監視してまいります。

なお、本件の詳細は、業界健全化のため消費者庁に報告する予定です。また、今後については、判決内容を精査し、訴訟代理人とも協議・検討のうえ決定いたします。

以上

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

株式会社北の達人コーポレーション 競合・模倣対策室  
電話番号：050-2018-7864（部署直通）